

宍粟市下水道事業経営戦略

平成 29 年度～平成 38 年度

平成 29 年 3 月

兵庫県宍粟市

目 次

1 宍粟市の現状	1
2 経営の基本方針	2
3 計画期間	2
4 投資・財政計画	2
5 効率化・経営健全化の取組み	4
① 組織及び人材に関する事項	4
② 下水道整備に関する事項	4
③ 広域化に関する事項	4
④ 使用料、その他の収入に関する事項	6
⑤ 公営企業の経営に関する事項	10
⑥ 経費削減に関する事項	11
⑦ 経営戦略の進捗管理	11
⑧ 情報公開に関する事項	11
⑨ その他重点事項	11
各事業の「投資・財政計画」	12

1 宍粟市の現状

宍粟市は平成 17 年 4 月に山崎町、一宮町、波賀町、千種町の 4 町が合併し誕生しました。合併時に 45,781 人だった人口も、平成 27 年度末時点で 39,717 人と、合併から 10 年で約 6,000 人減少し過疎化が進んでおり、今後もこの傾向が続くと考えられます。

宍粟市人口の推移

地区	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
山崎	26,034	25,951	25,759	25,642	25,481	25,271	25,094	24,954	24,733	24,482	24,182
一宮	10,548	10,346	10,155	9,953	9,976	9,588	9,418	9,266	9,077	8,839	8,624
波賀	4,743	4,647	4,560	4,489	4,383	4,305	4,231	4,178	4,063	3,974	3,854
千種	3,900	3,832	3,740	3,672	3,602	3,506	3,423	3,358	3,249	3,178	3,057
宍粟市	45,225	44,776	44,214	43,756	43,442	42,670	42,166	41,756	41,122	40,473	39,717

宍粟市下水道事業特別会計については、揖保川流域関連公共下水道の山崎処理区（旧山崎町）、特定環境保全公共下水道事業の神戸処理区、染河内処理区（以上旧一宮町）、波賀中央浄化センター、原浄化センター、鹿伏浄化センター、戸倉浄化センター、道谷浄化センター（以上旧波賀町）、千種中央浄化センター、ちくさ高原浄化センター（以上旧千種町）の 10 処理区を有し、平成 27 年度末の下水道整備率については市全体で 99.6%になっています。

これら市内の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、全て整備済であります。

処理区域内人口及び水洗化人口については、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と合せて、平成 28 年 3 月末時点で処理人口 21,854 人に対し水洗化人口は 19,792 人となり、水洗化率は 90.9%と高い数字になっています。

平成 27 年度末下水道普及率・水洗化率

処 理 区	行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
山崎処理区	12,520 人	12,510 人	99.9%	11,053 人	88.4%
神戸処理区	3,803 人	3,777 人	99.3%	3,547 人	93.9%
染河内処理区	1,353 人	1,352 人	99.9%	1,307 人	96.7%
波賀中央処理区	2,035 人	2,006 人	98.6%	1,942 人	96.8%
原処理区	271 人	271 人	100.0%	264 人	97.4%
鹿伏処理区	72 人	71 人	98.6%	71 人	100.0%
戸倉処理区	22 人	22 人	100.0%	22 人	100.0%

道谷処理区	104 人	104 人	100.0%	100 人	96.2%
千種中央処理区	1,674 人	1,656 人	98.9%	1,486 人	89.7%
ちくさ高原処理区	0 人	—	100.0%	—	100.0%
計	21,854 人	21,769 人	99.6%	19,792 人	90.9%

2 経営の基本方針

宍粟市では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、健全な経営に努めていきます。

また、近年の社会情勢が大きく変化しており、定住人口の減少や節水機器の普及などによる使用水量の減少に伴い処理施設の能力に余剰が発生しております。使用水量の減少に伴い、下水道の料金収入も減少し、今後多くの施設の維持管理費と、多額の改築更新事業の財源が必要となります。

これらの状況を鑑み、平成 31 年度から平成 32 年度にかけて「下水道処理施設統合計画」を策定します。その際、今後の人口変動を考慮し、下水道事業を将来にわたり継続するため、経営の健全化・安定化が必要です。このため、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント処理施設等を流域下水道及び特定環境保全公共下水道の各施設へ統合し、効率的な運営などにより、改築費及び維持管理費の圧縮に努めます。

3 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

ただし、平成 32 年度から地方公営企業法適用への移行時及び、平成 31～32 年度にかけて策定する「宍粟市下水道処理施設統合計画」の内容を踏まえて、平成 33 年度までに計画の見直しを行ないます。

また、経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行ない、必要に応じて見直しを行ないます。

4 投資・財政計画

期間中の下水道施設統合・更新及び雨水幹線整備については以下に示します。

下水道施設統合・更新計画

(単位：百万円)

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
公共下水道			30	20	15	10	30	30	180	30
流域下水道	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
特環公共下水道	102	4	201	60	150	312	343	160	215	100
計	118	20	247	96	181	338	389	206	411	146

※ 流域下水道については、負担金で計上

雨水幹線整備計画

(単位：百万円)

地区名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
山崎	10	53	15	60	60					
計	10	53	15	60	60					

下水道施設統合・更新及び雨水幹線整備の財源については、国庫補助金のほか地方債を充当し、可能な限り有利な財源を確保しながら実施する計画です。

下水道施設統合・更新の財源

(単位：百万円)

項目	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国庫補助金	51	2	101	30	83	161	187	95	198	65
地方債	15	17	115	45	90	176	201	110	212	80
受益者負担金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他財源	51		30	20	7					
計	118	20	247	96	181	338	389	206	411	146

雨水幹線整備の財源

(単位：百万円)

項目	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国庫補助金	5	27	8	30	30					
地方債	5	26	7	30	30					
その他財源										
計	10	53	15	60	60					

5 効率化・経営健全化の取り組み

① 組織及び人材に関する事項

宍粟市建設部では、下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）とともに、水道事業を所管しています。

平成 32 年度からは、現在地方公営企業法の適用を行なっている水道事業に加え、下水道事業についても適用を行なう予定です。

定員管理の推進については、安定的な経営の維持を図るため、技術継承及び職員定数の適正化に取り組んできました。

また、現在実施しています水道事業への料金徴収事務の委託を継続し、施設維持管理業務の民間への委託等により、組織の効率化と経費の節減を図っています。

下水道事業は、地方公営企業法が非適用のため、組織編成等の権限は有していませんが、今後も全庁的な取り組みの中で引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を取り入れ、また、運転管理におけるユーティリティ調達業務導入の検討など、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務の外部委託も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

② 下水道整備に関する事項

宍粟市の下水道整備はほぼ完了しております。今後は、施設等の老朽化に伴う修繕費の増大や耐用年数を迎えた設備の更新が必要となります。長寿命化を図るため、平成 27 年度より実施しています特定環境保全公共下水道事業の設備更新を順次実施する計画であります。

施設の長寿命化を実施するにあたり、ダウンサイジングや処理方式の検討を行なうとともに、事業の平準化を行ないます。

③ 広域化に関する事項

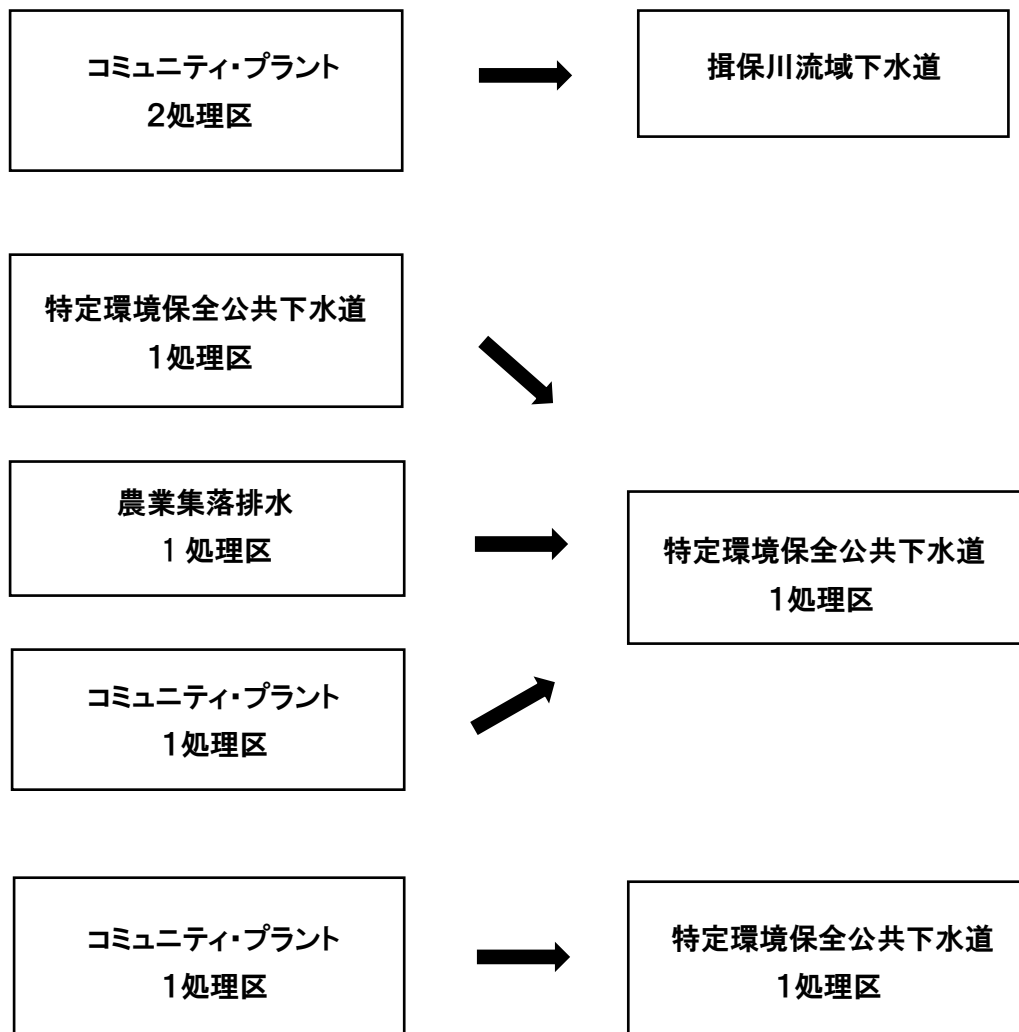
宍粟市は、兵庫県下 2 番目の面積を有し、農村部が大半を占め集落が点在しており、特定環境保全公共下水道及び、農業集落排水等による汚水処理を行なっています。宍粟市では、流

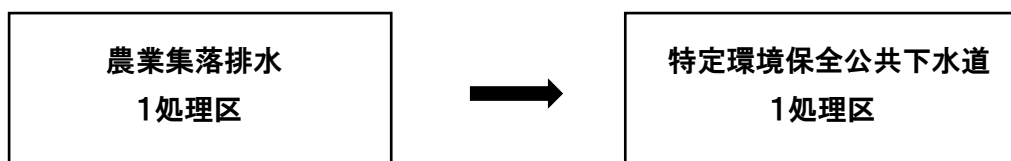
域下水道 1 処理区を含めて 5 事業 42 処理区を有しています。昭和 63 年度から事業が開始されて 25 年以上経過している処理施設もあることから、老朽化に伴う修繕費の増大が課題となっています。

また、人口減少に伴い施設に余裕を生じている処理区もあり、今後も人口が減少傾向にあると推測されることから、農業集落排水処理区及びコミュニティ・プラント処理区の統廃合や流域下水道を含めた公共下水道への統合が検討課題であります。

今後、策定される下水道処理施設統合計画において、将来の人口動態や流入水量を推測し比較検討した結果を基に、近接する処理区の統廃合を計画的に実施し、生活排水処理の効率化を図ります。

宍粟市内下水道施設等統合計画（案）





※ 本統合案については、現段階での案であり、下水道処理施設統合計画策定後、統廃合施設の見直しを行なう場合があります。

④ 使用料、その他の収入に関する事項

下水道使用料は、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。

運営に伴う経費については、雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は利用者からの使用料で負担することとされています。

宍粟市の下水道使用料は、平成 26 年度に改定を行なって以来、現行の使用料で運営しています。行政人口は減少傾向にあり、節水意識の向上や節水機器の普及により、有収水量も年々下降しており、その他の収入として、太陽光発電による屋根貸付売電収入を得てはいますが、使用料収入は減少傾向にあります。

また、汚水処理費に対する経費回収率を見ると、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について、平成 27 年度決算で 64.9%及び 65.3%とそれぞれ低い水準であり、不足分を一般会計からの基準外繰入金で賄っている状況です。

下水道使用料収入及び使用料単価

(公共下水道事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量 (m ³)	716,780	742,833	739,598	754,916	816,756	819,739	836,829	832,550	815,351	821,968
使用料収入 (千円)	120,852	124,245	120,429	120,982	132,046	127,006	129,864	130,876	129,942	128,867
使用料単価 (円/m ³)	168.6	167.3	162.8	160.3	161.7	154.9	155.2	157.2	159.4	156.8

※ 使用料単価＝料金収入／有収水量

(特定環境保全公共下水道事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量 (m ³)	1,430,346	1,433,586	1,453,866	1,438,386	1,476,548	1,489,424	1,495,408	1,501,058	1,519,229	1,365,637
使用料収入 (千円)	183,729	187,372	196,201	193,789	198,316	210,304	233,247	233,221	225,897	218,534
使用料単価 (円/m ³)	128.5	130.7	135.0	134.7	134.3	141.2	156.0	155.4	148.7	160.0

※ 使用料単価＝料金収入／有収水量

汚水処理原価及び経費回収率

(公共下水道事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	434,822	279,498	225,911	202,541	199,588	205,001	209,018	208,742	213,363	198,570
汚水処理原価(円/m ³)	606.6	376.3	305.5	268.3	244.4	250.1	249.8	250.7	261.7	241.6
経費回収率(%)	27.8	44.5	53.3	59.7	66.2	61.9	62.1	62.7	60.9	64.9

※ 汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※ 汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※ 経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

(特定環境保全公共下水道事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	657,539	421,144	307,702	295,014	293,273	288,563	325,719	322,576	325,770	334,604
汚水処理原価(円/m ³)	459.7	293.8	211.6	205.1	198.6	193.7	217.8	214.9	214.4	245.0
経費回収率(%)	28.0	44.5	63.8	65.7	67.6	72.9	71.6	72.3	69.4	65.3

※ 汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※ 汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※ 経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

今後も、人口の減少に伴う、有収水量の減少及び施設の老朽化に伴い、維持修繕費など汚水処理費が増加すると推測されます。

また、起債償還額も平成33年度にはピークを迎え、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を併せて1,187,509千円に達する予定となっています。経費回収率については低い水準となっており、下水道使用料で賄うべき経費(使用料対象経費)は下水道使用料で賄うことがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じて負担していただくという観点から、使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるように使用料の段階的な見直しを進めていく必要があります。

これまで、市内の使用料の統一を図るため、平成26年度に使用料改定を行なった背景がありますが、施設の維持管理等には、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。今後、更なるコスト削減を行なうことは当然ですが、財源となる下水道使用料の適正化に努め、市民の理解も得て、現状に応じた使用料体系の見直しを行ない、経費回収率のアップを目指します。

今後の見込みとして、平成37年度において、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業とも経費回収率が約70%に達する予定です。

下水道使用料（現行）

※ 税込み

基本使用料（1ヶ月）	超過使用料（1m ³ ）	
10 m ³ まで 1,188 円	10 m ³ を超え 30 m ³ 以下の分	151 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ 以下の分	183 円
	50 m ³ を超える分	216 円

今後の推移

（公共下水道事業）

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量（m ³ ）	802,985	793,493	784,002	774,532	764,869	755,207	745,545	735,883	726,391	827,841
使用料収入(千円)	125,891	124,403	124,053	123,679	134,349	132,652	130,955	129,258	127,591	145,410
使用料単価（円/m ³ ）	156.8	156.8	158.2	159.7	175.6	175.6	175.7	175.7	175.7	175.6
汚水処理費(千円)	214,393	221,640	194,631	222,232	229,247	220,173	186,874	155,596	141,550	139,928
汚水処理原価（円/m ³ ）	267.0	279.3	248.2	286.9	299.7	291.5	250.7	211.4	194.9	169.0
経費回収率（%）	58.7	56.1	63.7	55.7	58.6	60.2	70.1	83.1	90.1	103.9

（特定環境保全公共下水道事業）

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量（m ³ ）	1,334,098	1,318,329	1,302,559	1,286,825	1,270,772	1,254,719	1,280,886	1,272,652	1,256,237	1,276,864
使用料収入(千円)	213,487	210,964	210,370	209,736	227,831	224,953	229,644	228,168	225,225	228,923
使用料単価（円/m ³ ）	160.0	160.0	161.5	163.0	179.3	179.3	179.3	179.3	179.3	179.3
汚水処理費(千円)	291,102	443,919	393,136	426,993	471,820	485,295	467,298	435,594	390,892	333,816
汚水処理原価（円/m ³ ）	218.2	336.7	301.8	331.8	371.3	386.8	364.8	342.3	311.2	261.4
経費回収率（%）	73.3	47.5	53.5	49.1	48.3	46.4	49.2	52.4	57.6	68.6

また、使用料収入増加のため、より一層水洗化率の向上に努めます。供用開始区域での未接続家屋に対し、広報等により接続のPRを行ない、良好な水環境への改善や施設の有効利用、収入増加を目的とした接続率の向上を図ります。

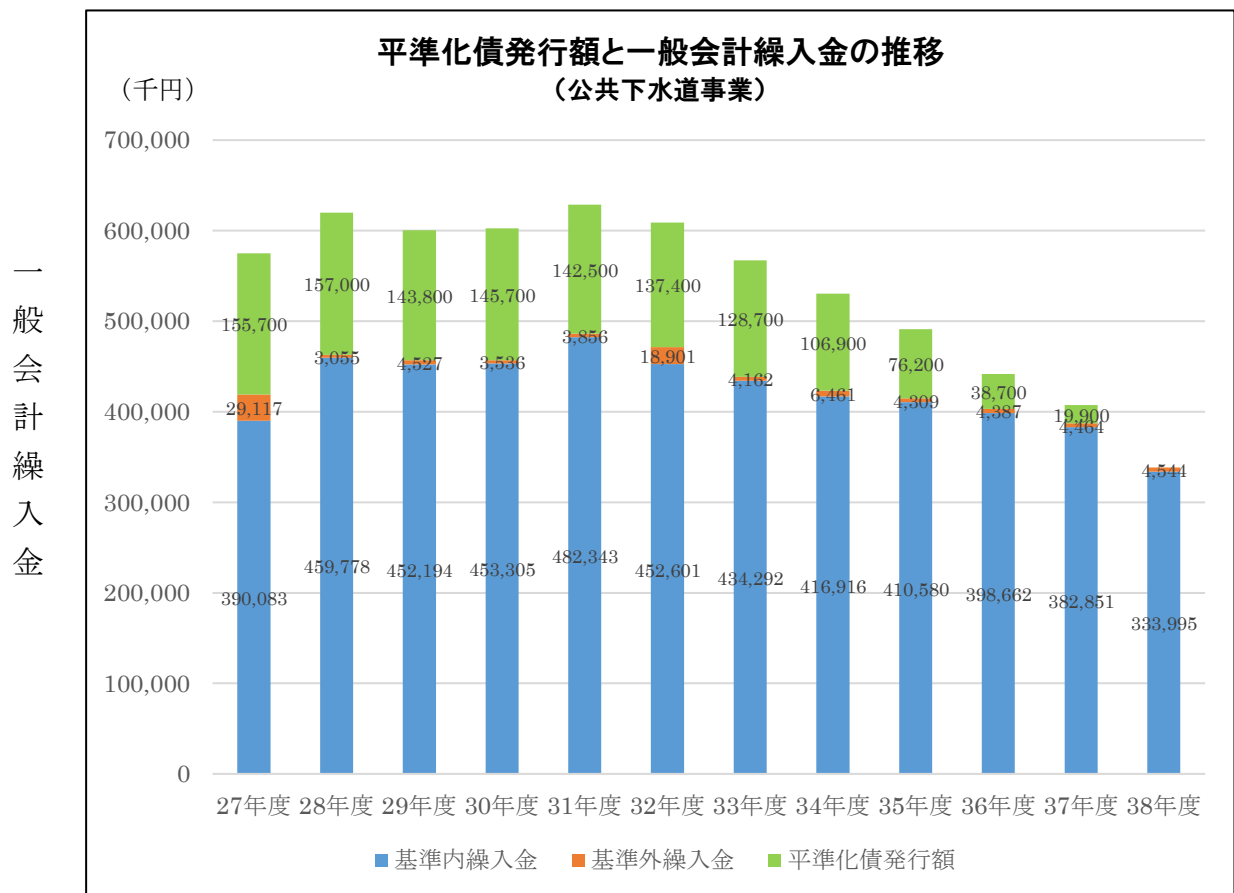
下水道使用料の徴収事務を委託している水道事業と連携を図り、収納率の向上のため、電話催告や戸別訪問等による未収金の減少に努めていきます。

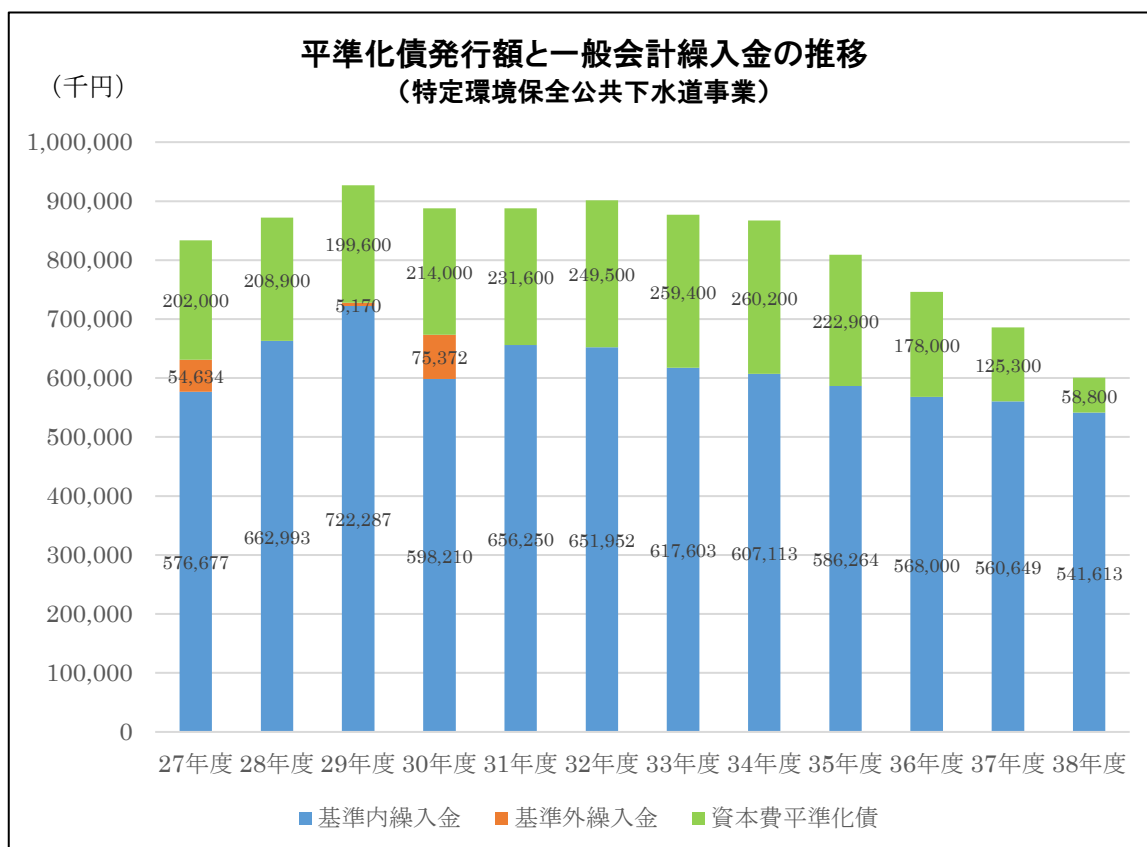
一般会計からの繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。今後も増加する起債償還額に対しては、資本費平準化債を充てて平準化を図り、使用料

の見直しのみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等を行ないながら、少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、平成 29～30 年度にピークを迎えますが、それ以降については、段階的に減少する予定です。特に資本的繰入金については、地方債償還金の減少に伴い減少する予定です。

平準化債及び一般会計繰入金の推移





⑤ 公営企業の経営に関する事項

平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成 32 年 4 月に法制化を検討するため、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組み期間とし、人口 3 万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。平成 27 年 1 月には、「公営企業会計の適用」について、総務省より要請がありました。

宍粟市の下水道事業においても、事業の経営状況の把握及び市民への説明がより明確になることから、平成 32 年 4 月に地方公営企業法の適用に移行すべく準備を進めていきます。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型機器の普及等、下水道を取り巻く環境は年々厳しくなっています。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできるアセットマネジメント等、下水道事業マネジメントの導入に向け取り組んでいきます。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を行なうことが不可欠です。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めていくための手法で

あり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

なお、事業運営を効果的に進めていくためには、人材育成の確保が不可欠であり、各種研修会への参加や資格取得の推奨を検討していく必要があります。

⑥ 経費削減に関する事項

下水処理場等における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものです。有収水量は減少傾向にありますが、施設の老朽化に伴い、維持管理費は年々増加傾向にあります。市内の汚水処理の効率化を図るためにも、下水道等施設の統廃合を計画的に実施し、総合的な管理運営に努めます。

また、施設の長寿命化にも着手し、計画的な修繕工事や設備の更新を行ない、経費の削減を目指します。

⑦ 経営戦略の進捗管理

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行ないながら、平成 32 年度から地方公営企業法適用への移行時及び、平成 31～32 年度にかけて策定する「宍粟市下水道処理施設統合計画」の内容を踏まえて、平成 33 年度までに見直しを行なうとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行ないます。また、現段階で把握できていない詳細事項についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

⑧ 情報公開に関する事項

これまでも宍粟市の広報誌やホームページを活用して、市民への情報を適宜公開してきました。

今後も、最新の情報での内容を充実させることを前提に、内容の見直しや事後の検証に取り組んでいきます。

⑨ その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化は、これまでも取り組んできましたが、今後は一般行政部局と下水道業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

投資・財 (収支)

(公共下水道事業)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
				(決算)	(決算見込)			
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		444,813	512,261	503,792	505,136	
		(1) 営 業 収 益 (B)		128,867	127,379	125,891	124,403	
		ア 料 金 収 入		128,867	127,379	125,891	124,403	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
		ウ そ の 他						
		(2) 営 業 外 収 益		315,946	384,882	377,901	380,733	
		ア 他 会 計 繰 入 金		313,038	384,701	377,720	380,552	
		イ そ の 他		2,908	181	181	181	
	収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)		246,222	256,459	244,916	233,402
			(1) 営 業 費 用		93,317	111,841	110,016	109,174
			ア 職 員 給 与 費		7,702	10,025	10,025	10,025
			ウ ち 退 職 手 当					
			イ そ の 他		85,615	101,816	99,991	99,149
			(2) 営 業 外 費 用		152,905	144,618	134,900	124,228
ア 支 払 利 息		132,998	123,669	112,331	100,916			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息								
イ そ の 他		19,907	20,949	22,569	23,312			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			198,591	255,802	258,876	271,734		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		288,077	287,106	256,725	298,013	
		(1) 地 方 債		180,700	194,900	171,200	193,700	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		155,700	157,000	143,800	145,700	
		(2) 他 会 計 補 助 金		106,162	78,132	79,001	76,289	
		(3) 他 会 計 借 入 金						
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			12,000	5,000	26,500	
		(6) 工 事 負 担 金		1,215	1,524	1,524	1,524	
	(7) そ の 他			550				
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)		483,977	542,906	515,601	569,747
			(1) 建 設 改 良 費		53,250	98,934	62,635	104,701
			ウ ち 職 員 給 与 費		18,806	18,701	18,701	18,701
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		430,727	443,972	452,966	465,046
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 195,900	△ 255,800	△ 258,876	△ 271,734		

政 計 画 計 画)

(単位:千円,%)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
537,271	508,817	503,585	489,288	488,724	474,798	457,100	430,730
124,053	123,679	134,349	132,652	130,955	129,258	127,591	145,410
124,053	123,679	134,349	132,652	130,955	129,258	127,591	145,410
413,218	385,138	369,236	356,636	357,769	345,540	329,509	285,320
413,037	384,957	369,055	356,455	357,588	345,359	329,328	285,139
181	181	181	181	181	181	181	181
222,048	210,534	198,533	186,875	175,925	166,102	157,350	159,479
108,497	107,823	106,965	106,107	105,250	104,392	103,550	114,254
10,025	10,025	10,025	10,025	10,025	10,025	10,025	10,025
98,472	97,798	96,940	96,082	95,225	94,367	93,525	104,229
113,551	102,711	91,568	80,768	70,675	61,710	53,800	45,225
89,482	78,172	66,874	55,900	45,751	37,057	29,779	23,619
24,069	24,539	24,694	24,868	24,924	24,653	24,021	21,606
315,223	298,283	305,052	302,413	312,799	308,696	299,750	271,251
253,686	306,969	288,623	206,846	186,525	149,414	280,911	106,424
171,500	188,900	180,200	133,400	112,700	75,200	131,400	36,500
142,500	137,400	128,700	106,900	76,200	38,700	19,900	
73,162	86,545	69,399	66,922	57,301	57,690	57,987	53,400
7,500	30,000	37,500	5,000	15,000	15,000	90,000	15,000
1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524
568,909	605,252	593,675	509,259	499,324	458,110	580,661	377,675
96,701	131,701	126,701	61,701	81,701	81,701	231,701	81,701
18,701	18,701	18,701	18,701	18,701	18,701	18,701	18,701
472,208	473,551	466,974	447,558	417,623	376,409	348,960	295,974
△ 315,223	△ 298,283	△ 305,052	△ 302,413	△ 312,799	△ 308,696	△ 299,750	△ 271,251

投資・財 (収支)

(公共下水道事業)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(決算)	(決算 見込)		
収支再差引	(E)+(I) (J)	2,691	2		
積立金	(K)	2	2		
前年度からの繰越金	(L)	680	2,680		
前年度繰上充用金	(M)				
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,369			
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	2,680			
実質収支	黒字 (P)	689			
	(N)-(O) 赤字 (Q)				
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$				
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	66	73	72	72
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)				
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	128,867	127,379	125,891	124,403
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$				
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)				
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)				
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$				
他会計借入金残高	(W)				
地方債残高	(X)	5,751,941	5,502,869	5,221,103	4,949,757

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(決算)	(決算 見込)		
収益的収支分		313,038	384,701	377,720	380,552
	うち基準内繰入金	313,038	384,701	377,720	380,552
	うち基準外繰入金				
資本的収支分		106,162	78,132	79,001	76,289
	うち基準内繰入金	77,045	75,077	74,474	72,753
	うち基準外繰入金	29,117	3,055	4,527	3,536
合 計		419,200	462,833	456,721	456,841

政 計 画 計 画)

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
77	74	76	77	82	88	90	95
124,053	123,679	134,349	132,652	130,955	129,258	127,591	145,410
4,649,049	4,364,398	4,077,624	3,763,466	3,458,543	3,157,334	2,939,774	2,680,300

(単位:千円)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
413,037	384,957	369,055	356,455	357,588	345,359	329,328	285,139
413,037	384,957	369,055	356,455	357,588	345,359	329,328	285,139
73,162	86,545	69,399	66,922	57,301	57,690	57,987	53,400
69,306	67,644	65,237	60,461	52,992	53,303	53,523	48,856
3,856	18,901	4,162	6,461	4,309	4,387	4,464	4,544
486,199	471,502	438,454	423,377	414,889	403,049	387,315	338,539

投資・財 (収支)

(特定環境保全公共下水道事業)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
				(決算)	(決算見込)				
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)		714,672	792,469	847,590	719,307		
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)		218,534	216,011	213,487	210,964	
			ア 料 金 収 入		218,534	216,011	213,487	210,964	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
		ウ そ の 他							
		(2) 営 業 外 収 益	(2) 営 業 外 収 益		496,138	576,458	634,103	508,343	
			ア 他 会 計 繰 入 金		491,680	576,379	634,024	508,264	
	イ そ の 他		4,458	79	79	79			
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)		456,933	466,364	448,710	430,277	
			(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用		230,475	248,993	243,746	239,160
				ア 職 員 給 与 費		14,729	14,840	14,840	14,840
				うち 退 職 手 当					
			イ そ の 他		215,746	234,153	228,906	224,320	
			(2) 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用		226,458	217,371	204,964	191,117
ア 支 払 利 息		193,385		183,067	167,795	152,796			
うち 一 時 借 入 金 利 息									
イ そ の 他		33,073	34,304	37,169	38,321				
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		257,739	326,105	398,880	289,030		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)		453,888	437,948	358,353	396,238		
		(1) 地 方 債	(1) 地 方 債		259,200	289,300	210,500	225,500	
			うち 資 本 費 平 準 化 債		202,000	208,900	199,600	214,000	
		(2) 他 会 計 補 助 金	(2) 他 会 計 補 助 金		139,631	86,614	93,433	165,318	
		(3) 他 会 計 借 入 金	(3) 他 会 計 借 入 金						
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		51,500	58,614	51,000	2,000	
		(6) 工 事 負 担 金	(6) 工 事 負 担 金		3,557	3,420	3,420	3,420	
	(7) そ の 他	(7) そ の 他							
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)		711,576	764,050	757,233	685,268		
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費		131,556	163,381	134,310	34,856	
			うち 職 員 給 与 費		21,241	20,356	20,356	20,356	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		580,020	600,669	622,923	650,412	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金							
(5) そ の 他	(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 257,688	△ 326,102	△ 398,880	△ 289,030		

政 計 画 計 画)

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
775,037	768,352	750,534	737,095	721,266	699,760	689,621	677,418
210,370	209,736	227,831	224,953	229,644	228,168	225,225	228,923
210,370	209,736	227,831	224,953	229,644	228,168	225,225	228,923
564,667	558,616	522,703	512,142	491,622	471,592	464,396	448,495
564,588	558,537	522,624	512,063	491,543	471,513	464,317	448,416
79	79	79	79	79	79	79	79
399,055	384,973	366,442	349,580	337,898	316,134	303,496	297,781
222,330	223,552	221,384	221,016	226,015	218,351	217,989	223,339
14,840	14,840	14,840	14,840	14,840	14,840	14,840	14,840
207,490	208,712	206,544	206,176	211,175	203,511	203,149	208,499
176,725	161,421	145,058	128,564	111,883	97,783	85,507	74,442
137,234	121,125	104,561	87,760	71,473	57,195	44,712	34,494
39,491	40,296	40,497	40,804	40,410	40,588	40,795	39,948
375,982	383,379	384,092	387,515	383,368	383,626	386,125	379,637
537,182	415,835	517,299	680,170	673,541	447,407	449,552	264,917
341,600	289,000	343,900	425,700	403,900	267,500	242,300	118,300
231,600	249,500	259,400	260,200	222,900	178,000	125,300	58,800
91,662	93,415	94,979	95,050	94,721	96,487	96,332	93,197
100,500	30,000	75,000	156,000	171,500	80,000	107,500	50,000
3,420	3,420	3,420	3,420	3,420	3,420	3,420	3,420
913,164	799,214	901,391	1,067,685	1,056,909	831,033	835,677	644,554
231,856	90,856	180,856	342,856	373,856	190,856	245,856	130,856
20,356	20,356	20,356	20,356	20,356	20,356	20,356	20,356
681,308	708,358	720,535	724,829	683,053	640,177	589,821	513,698
△ 375,982	△ 383,379	△ 384,092	△ 387,515	△ 383,368	△ 383,626	△ 386,125	△ 379,637

投資・財
(収支)

(特定環境保全公共下水道事業)

区 分	年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算 見込)		
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	51	3		
積 立 金		(K)	3	3		
前年度からの繰越金		(L)	380			
前年度繰上充用金		(M)				
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	428			
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	86			
実 質 収 支						
(N)-(O)			黒 字 (P)	342		
			赤 字 (Q)			
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$					
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		69	74	79	67
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)					
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	218,534	216,011	213,487	210,964
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$					
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$					
他会計借入金残高	(W)					
地 方 債 残 高	(X)		8,722,378	8,411,009	7,998,586	7,573,674

○他会計繰入金

区 分	年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(決算)	(決算 見込)				
収益的収支分			491,680	576,379	634,024	508,264
うち基準内繰入金			491,680	576,379	634,024	508,264
うち基準外繰入金						
資本的収支分			139,631	86,614	93,433	165,318
うち基準内繰入金			84,997	86,614	88,263	89,946
うち基準外繰入金			54,634		5,170	75,372
合 計			631,311	662,993	727,457	673,582

政 計 画 計 画)

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
72	70	69	69	71	73	77	83
210,370	209,736	227,831	224,953	229,644	228,168	225,225	228,923
7,233,966	6,814,608	6,437,973	6,138,844	5,859,691	5,487,014	5,139,493	4,744,095

(単位:千円)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
564,588	558,537	522,624	512,063	491,543	471,513	464,317	448,416
564,588	558,537	522,624	512,063	491,543	471,513	464,317	448,416
91,662	93,415	94,979	95,050	94,721	96,487	96,332	93,197
91,662	93,415	94,979	95,050	94,721	96,487	96,332	93,197
656,250	651,952	617,603	607,113	586,264	568,000	560,649	541,613

用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
あ行		
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、マンホールポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成	2
揖保川流域関連公共下水道事業	揖保川流域については、2以上の市町の区域にわたり下水道を整備することが効果的かつ経済的であるため、兵庫県が事業主体となり、実施している下水道事業。関連市町は姫路市、たつの市、宍粟市、太子町の3市1町	2
雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は利用者からの使用料で負担	原則として、雨水対策は浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、雨水処理に要する経費は全額公費で負担すべきであり、汚水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方	6
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1㎡あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。	7
か行		
改築更新事業	既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うこと。	2
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。	6
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。	9
繰入金(繰出金)	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(市民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。	9
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式)使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)	6
さ行		
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行なう建設改良及び建設改良に係る企業償還金などの支出とその財源となる収入。	12
資本費平準化債	下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うために発行する起債。	8

用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	12
使用料対象経費	汚水処理に係る経費のうち、使用料の積算基礎の対象となる経費	7
人口普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標	1
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。 (算式) 水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内の行政人口	1
た行		
ダウンサイジング	人口減少や節水機器の普及に伴い、施設更新の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。	4
地方公営企業法の適用 (企業会計)	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の実に基づいて経理し(発生主義)、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。	4
独立採算制の原則	下水道事業は、一般会計との適切な経費負担区分を前提として、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てなければならないこと。	6
や行		
有収水量	使用料徴収の対象となる水量	6
ユーティリティ調達	下水道施設(終末処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等)の運転・保守・点検を行うために必要な各種消耗品、薬剤、資材、電力、燃料等の調達。	4

宍粟市下水道事業経営戦略

平成 29 年 3 月

兵庫県宍粟市建設部水道管理課

TEL : 0790-63-3129

FAX : 0790-63-0305

メール : s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp